

必ずボールペンで記入してください。(鉛筆、シャープペン、フリクションは不可)

点線 で囲われている部分は、記入必須です。

様式第10号

〈令和7年度第3回〉  多様な人材

雇用就農資金助成金交付申請書 (第 1回)

2026 年 8 月 10 日

一般社団法人 全国農業会議所会長 殿

事業実施農業法人等名 有限会社東京農場

雇用就農資金等実施要綱別記1第5の5の規定に基づき雇用就農資金助成金の交付を申請します。

法人等雇用就農者氏名	田畠 耕作
交付期間	2026年2月1日 ~ 2030年1月31日
今回申請する助成金の対象期間	2026年2月1日 ~ 2026年7月31日 ( 6 ケ月分)
今回の申請金額	300,000 円

助成金の振込口座 ※初回申請時は必須。以降は前回と振込先が異なる場合のみ記載

フリガナ	マルマルギンコウ	フリガナ	ホンテン
金融機関名	●●銀行	支店名	本店
預金種目 ※選択して下さい	当座 • <input checked="" type="radio"/> 普通	口座番号	0123456
フリガナ	ユウゲンガイシャトウキヨウノウジョウ		
口座名義人名	有限会社東京農場		

法人等雇用就農者が「多様な人材」として採択された場合は、  
チェックを入れてください。(□多様な人材)

**※提出期限厳守** 期限内に提出されない場合、  
助成金は交付されず、**採択取り消し**となりますので、ご注意ください。

申請する月数を記入してください。  
※中断期間がある場合は、中断日数を除外して、  
1ヶ月を満たす月数にしてください。

提出期限	申請回	開始日	終了日
2026年8月31日(月)	1回	2026年2月1日	2026年7月31日
2027年2月28日(日)	2回	2026年8月1日	2027年1月31日
2027年8月31日(火)	3回	2027年2月1日	2027年7月31日
2028年2月29日(火)	4回	2027年8月1日	2028年1月31日
2028年8月31日(木)	5回	2028年2月1日	2028年7月31日
2029年2月28日(水)	6回	2028年8月1日	2029年1月31日
2029年8月31日(金)	7回	2029年2月1日	2029年7月31日
2030年2月28日(木)	8回	2029年8月1日	2030年1月31日

申請する月数分の金額を記入してください。  
1ヶ月あたりの助成額は50,000円です。  
(法人等雇用就農者が多様な人材の場合は、62,500円/月)

**預金種目を選択**  
普通預金か当座預金かを選択してください。

法人の方は法人名義の口座をご記入ください。  
個人の口座名義人を入力する場合、屋号と個人名の間にスペースを入れてください。  
屋号の後に役職がある場合は、屋号・役職・個人名の間にスペースを入れてください。  
また個人名は苗字と名前の間にスペースを入れてください。

**(研修記録簿)**

〈令和7年度第3回〉 事業実施農業法人等名： 有限会社東京農場  
法人等雇用就農者氏名： 田畠 耕作

**≪①各月の実労働時間の状況≫**

法人等雇用就農者の賃金締日・支払日および実労働時間を出勤簿・賃金台帳から転記してください。

※実労働時間：4月支払賃金の算定期間が3/21～4/20 → 3/21～4/20の実労働時間数を「4月」の欄に記入  
4月支払賃金の算定期間が3/1～3/31 → 3/1～3/31の実労働時間数を「4月」の欄に記入

賃金締日・支払日	賃金支払月：	各月に支払った賃金の算定期間	各月実労働時間
賃金締日 <b>20</b> 日締め	2 月 :	1月 21 日 ~ 2月 20 日 →	176.5 時間
支払日 <b>当月</b> (当月・翌月)	3 月 :	2月 21 日 ~ 3月 20 日 →	180.3 時間
末 日払い	4 月 :	3月 21 日 ~ 4月 20 日 →	176 時間
	5 月 :	4月 21 日 ~ 5月 20 日 →	168.5 時間
	6 月 :	5月 21 日 ~ 6月 20 日 →	168.5 時間
	7 月 :	6月 21 日 ~ 7月 20 日 →	176 時間
		週平均 :	<b>43.57</b> 時間

給与の算定期間と、その期間の就業時間（実労働時間）を賃金台帳または出勤簿から転記してください。

【各月に支払った賃金の算定期間・各月実労働時間の入力ルール】

各月実労働時間：「各月に支払った賃金の算定期間」に対応する、実労働時間数を入力する欄

例1) 毎月20日締・当月末払い

→ 2月に支払った賃金の算定期間：1/21～2/20、と入力

→ 2月実労働時間：1/21～2/20の実労働時間数を入力

例2) 毎月末日締・翌月20日払い

→ 2月に支払った賃金の算定期間：1/1～1/31、と入力

→ 2月実労働時間：1/1～1/31の実労働時間数を入力

「各月に支払った賃金の算定期間」に対応する、実労働時間（時間外含む総労働時間）を賃金台帳または出勤簿から転記してください。

※176時間30分の場合「176.5」とご記入ください。

**≪②各月の研修内容≫ 各月の1日～末日までの研修時間および実施した研修について簡潔に記載してください。**

※研修時間：年間の研修時間がおおよそ300時間以上ある必要があります。

各月研修時間	各月研修内容(実績)
2月 : 50 時間	イチゴ栽培の基礎的な技術の習得(マルチ張り、ランナー除去等)
3月 : 30.25 時間	イチゴ栽培の基礎的な技術の習得(葉かき、ランナー除去等)
4月 : 25 時間	イチゴ栽培の基礎的な技術の習得(病害虫の防除、温度管理)
5月 : 40.5 時間	イチゴ栽培の基礎的な技術、環境整備技術、管理技術の習得
6月 : 40 時間	イチゴ栽培の基礎的な技術、管理技術の習得(GGAP)
7月 : 45 時間	イチゴ栽培の基礎的な技術の習得(収穫、パッキン、出荷)
合計 : 230.75 時間	

※原則、年間平均35時間/週以上で助成となります。

計算式：(各月実労働時間の合計) ÷申請月数 ÷ 4

助成金支払後に年間平均週35時間以上の勤務が確認出来なければ、採択取消、助成金返還となる場合があります。

月初～月末に実施した研修時間をご記入ください。

各月の研修内容（研修指導者が法人等雇用就農者の仕事の中で農業技術を教えた内容）をおおよそ30文字以内で詳しく記入してください。

※作物の栽培管理技術または家畜の飼養技術に係る研修が必須となります。

※年間300時間以上の研修をしてください。

300時間に満たない場合は助成できません。

なお、研修時間に含まれるのは研修指導者からの研修のみになります。

計算式：各月研修時間の合計

法人等雇用就農者、研修指導者の所感（上記の「研修内容」を通じて習得出来たことや課題、気づき等）をおおよそ140文字以内でそれぞれ詳しく記入してください。

**≪③法人等雇用就農者の所感(疑問、課題等を含む)**

研修を通して、イチゴ栽培の基礎的な技術が、より習得できたと思います。

私はこれまで農業大学校で2年間イチゴを育苗してきたが、高設栽培で土耕栽培は経験したことがなく、土耕栽培での収穫、温度管理など今回の研修で初めて学ぶことも多くてもいい経験になりました。

**≪④研修指導者の所感(法人等雇用就農者の所感に対する対応、指導結果等を含む)**

マルチ張り、葉かき、収穫、パッキングといった一連の作業を丁寧に行うことができている。

また、栽培環境の変化を注意深く観察し、生育に必要なパラメータをDX化した携帯で確認し、サイドカーテンの開閉やウォーター カーテンの準備などに対応できている。

**≪⑤経営体チェック欄≫ 以下の点を満たしている場合、各欄にチェックをしてください**

法人等雇用就農者が正社員として勤務している(独立支援タイプ又は新法人設立支援タイプの場合は従業員)

助成金申請期間を通じて、法人等雇用就農者の就業時間が週35時間(=月140時間)※以上ある

→変形労働時間制を採用している場合

1年を通じて、法人等雇用就農者の就業時間が週35時間(=月140時間)※以上となる見込みである  
※法人等雇用就農者が障がい者の場合、または、育児・介護を理由に短時間勤務を実施する場合は、週20時間(=月80時間)

所得税及び雇用保険料等の控除を行っている

研修計画に基づき適切に研修を実施した

「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート」について応募時に申請した項目のとおり実践している

**≪⑥法人等雇用就農者チェック欄≫ 以下の点を満たしている場合、各欄にチェックをしてください**

上記の申請内容及び添付の出勤簿・賃金台帳等が実態と相違がない

経営体から、研修計画に基づき適切に研修を受けている

経営体が必ずチェックしてください。

チェック漏れがないかご確認ください。

法人等雇用就農者が必ずチェックしてください。

チェック漏れがないかご確認ください。